

共通番号制度について

東久留米市議会平成 26 年第 1 回定例会質疑より

2014 年 3 月

(1) 「社会保障・税番号制度」にも記載されている①国家管理への懸念 ②個人情報の追跡・突合せ（プライバシー侵害）に対する懸念 ③財産その他の被害への懸念 の三点の懸念に対する市の取り組みについて問う。

（答弁）三点の懸念については、担当としても認識している。

三点の懸念についての対応としては、この制度における安全・安心の確保として、制度上の保護措置とシステム上の安全措置がある。制度上の保護措置としては、利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定して目的外利用を禁止し、特定個人情報保護委員会による監視・監督・罰則を強化する。システム上の安全措置としては、個人情報は一元管理するのではなく従来どおり各行政機関等による分散管理による保有、個人番号は直接利用せず符号を用いた情報連携、アクセス制御、公的個人認証の活用などである。このような措置により三点の懸念における安心・安全が確保されていくものと認識している。

（実際には、担当も法制度・システム上の安全措置等による効果については疑問も・・・）

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムに関する最高裁判決（平成 20 年 3 月）では、行政の各種個別事務が保有するデータマッチングは本人確認情報の目的外利用とし、民間利用も禁止するなどの理由により合憲としている。共通番号制度は、行政の各種個別事務が保有する個人情報をデータマッチングする内容であり、この最高裁判決に抵触すると思うが見解を問う。

（答弁）共通番号制度における個人情報のデータマッチングについては、住基ネットシステムは住基法、共通番号制度は共通番号法によるものである。また、共通番号制度における個人情報のデータは直接的に各課が保有している個人情報を連携するのではなく、符号を用いて情報管理を行うことになっている。

(3) 共通番号制度がもたらす市民・自治体におけるメリットは何か。

（答弁）国が公表している内容によれば、市民へのメリットとしては、情報連携が可能となることにより各種申請に係る税関系の添付書類が削減されるなど市民の利便性の向上が見込まれることである。自治体のメリットについては、複数の機関に存在する個人情報を同一人の情報であるとする確認の精度を上げて行うことができ、現在の情報確認作業等に生じている業務コストが抑制されるなど行政事務の効率化が図られる。

(4) 東久留米市では、現在、共通番号制度実施に向け導入検討プロジェクトチームを設置しているが、同制度についての課題と問題点の整理についてはどのように整理しているか問う。また、既存システムに対する番号制度影響調査は実施しているのか。

(答弁) 本年 2 月 25 日に第 1 回会議を開催、法定分や独自利用分の対象業務の検討・決定、独自利用分の条令の制定、特定個人情報保護評価などの課題を共通認識したところである。影響調査は政省令が出てこないので未実施。

(5) 共通番号制度の運用について、個人番号の付番と個人カードの交付は法定受託事務だが、そのほか自治体が行う業務は自治事務となるのか。また、地方自治体としての責任の所在について問う。

(答弁) 共通番号制度には法定受託事務と自治事務の双方があると認識。例えば番号法第 19 条、第 21 条に規定されている特定個人情報の提供や同法第 17 条に規定されている個人番号カードの交付は法定受託事務、市の独自利用、例えば自動発行機の利用などは自治事務と認識している。責任の所在については事例によって異なる。例えば、法定受託事務であっても、市の事務的ミスが生じた場合には市の責任が問われる。

(6) DV 被害者、施設入所者等、「特別な事情により住民基本台帳に記載されている住所に通知カードを送付することが適切でない者」をどのように判断し対応するのか。さらに、基本的には世帯単位での一括送付となっていることから、閲覧制限を申請しているケースについては番号通知・カード送付に関する取り扱いについてどのように対応するのか。
(答弁) DV 情報等の判断と DV に対する対応方法については、東京都を通して国に確認したところ、現在、検討中であると東京都から情報提供を戴いたところである。(昨年から問い合わせているが、3 月現在、未だに回答は無い。)

(7) 特定個人情報保護評価については、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価があるが、東久留米市は人口 10 万人以上 (116000 人) のため基本的には重点項目評価することになるのか。

(答弁) 特定個人情報保護評価は、①対象人数 ②委託業者を含め、特定個人情報ファイルを取り扱う職員数 ③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき評価の種類を判断するものである。まだ、確認中だが、本市の場合には人口約 11 万人であること、個人情報の取扱者数が 500 人未満であること、過去 1 年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させていないことを考慮すると、基礎項目評価と重点項目評価が該当するものと考える。

(8) 個人情報保護条例など条例改正が必要となると考えるが、今後の方向性について問う。

(答弁) 番号法では、特定個人情報の利用及び提供の制限等に関する読み替規定を設けており、その趣旨に沿い、各地方公共団体においても個人情報保護条例の見直しが必要になると認識している。また、独自利用の場合、教育委員会が利用する場合は個別に条例制定が必要となる。現在、国からの主務省令が交付されていないので詳細についてはこれ

からになる。

(9) 情報連携システムの準備状況について、中間サーバの設置計画と予算、並びにどのような住民情報を記録するのか問う。また、総務省によると全国 2 箇所への共同化集約化を示しているが、本市としてはその利用を考えているか。

(答弁) 国からはハードウエアは東と西に各 1 箇所用意すること、ソフトウエアは国で一括開発との情報提供がきている。また、中間サーバの費用については、市から中間サーバまでの連携費用になるところだが、まだ、きちんとした費用の算出ができていないので示せない。今後、示せる時期がきたら示したい。

(10) 宛名システムについて

(答弁) 市が各所管で保有している個人情報について一体的に紐づけるシステムであり、国は中間サーバへの窓口として、番号利用事務におけるシステムについて統合的な宛名システムを構築・導入することが望ましいと示している。

(11) 情報漏洩が危惧されているが、地方公共団体によっては条例で緊急時の対応を規定しているところがある。例えば情報漏洩が生じた場合には緊急措置としてシステムを停止するなどの対策を講じる内容の規定を条例に入れる考えはあるか。

(答弁) 緊急時の対応については、国からも検討を指示されている。今後、番号制度導入プロジェクトームのなかで課題のひとつとして検討していきたい。

(12) 住基カード申請時のなりすまし、不正取得防止のための対応方法について、また、本市では被害は発生したことがあるか問う。

(答弁) 住基カード申請時のなりすましや不正取得防止のため、住基カードを作成する際には厳格な本人確認の対応をしている。申請できるのは本人又は法定代理人のみで、委任状による任意代理人では申請できない。本人確認の方法は、運転免許証・パスポート・在留カード・健康保険証・年金手帳などの書類を 2 点提示していただき本人確認をしている。IC カード運転免許証での暗証番号確認ができた方のみ即日交付をする。それ以外の書類提示の場合は、照会書の郵送回答による本人確認を合わせて行い、後日のカード交付とする二重三重の本人確認によってなりすましや不正取得防止対策をとっている。

被害状況については、これまでのところ報告なし。

(13) 平成 24 年 7 月から外国人の方への住民登録制度がスタートしたが、今後、共通番号制度導入によりどのようになるのか。

(答弁) 現時点では、手続きに関する細かい情報は来ていないので、今後、どうなるのかは不明である。

(文責 東久留米市議会議員 白石玲子)